

社会福祉法人和光会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人和光会定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする。）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の算定方法)

第2条 役員等に対する報酬の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。ただし、職員が役員等の場合は支給しない。

(1) 報酬については、別表1に定める報酬総額の範囲内で、別表2に定める額

(2) 交通費の実費が前項各号の報酬を超える場合は、当法人の旅費規程に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。

(報酬等の支給方法)

第3条 役員等の報酬は、理事会及び評議員会に出席、又は監査等を実施した都度、支給する。

2 報酬は、通貨をもって本人に支払う。

(改廃)

第4条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、令和元年7月1日から施行する。

別表1

種別	報酬総額
評議員	1人あたり 50,000円
理事	1人あたり 50,000円
監事	1人あたり 50,000円

別表2

(1) 評議員

区分	報酬額
評議員会への出席	日額 8,300円

(2) 理事

区分	報酬額
理事会等会議への出席	日額 8,300円

(3) 監事

区分	報酬額
理事会等会議への出席	日額 8,300円
監事監査等の実施	日額 8,300円